

# 特記仕様書

佐賀東部水道企業団

## 1. 適用

この特記仕様書は、佐賀東部水道企業団が発注する水道工事およびこれに類する工事について適用する。

なお、この特記仕様書に記載のない事項については、佐賀県の土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理の手引き、日本水道協会の水道工事標準仕様書等、国、県、もしくはその他の公的機関の定めた規定に従い施工するものとする。

## 2. 工事概要

- (1) 契約番号 1506200030
- (2) 工 事 名 基山浄水場進入道路擁壁補修工事
- (3) 概 要 本工事は三養基郡基山町大字園部地内において、管理用道路の維持管理を目的として、擁壁を補修するものである。内容は下記のとおりとする。  
・管理用道路擁壁補修工事 S = 50m<sup>3</sup>
- (4) 数 量 別紙設計書のとおり
- (5) 工 期 契約日より令和 7 年 3 月 14 日まで

## 3. 特記事項

### (1) 工事看板

本工事で設置する工事看板は、工事の目的を分かりやすく明確にするために、次の内容を明記する。また、工事看板のサイズについては、設置場所に適したものとする。

工事の目的：『擁壁の補修を行っています』

工 期：『令和〇年〇〇月〇〇日まで』（工期の末日のみ記載）

時 間 帯：『9:00～17:00』（昼間工事の場合）

連 絡 先：『発注者 佐賀東部水道企業団 工務一課 電話 0952-30-6202』

『施工者 株式会社〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇』

### (3) 土 工 事

#### ②建設副産物

コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊等の産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に行うとともに、処分先、収集運搬業者、運搬距離等の処理方法を施工計画書に明記すること。加えて、委託契約書等の関係書類の写しも添付すること。

なお、処分後は産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写しと産業廃棄物総括表（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊等）を監督員に提出すること。

(4) 交通管理工

本工事における交通誘導警備員については、交通誘導警備員 A 22 人、交通誘導警備員 B 44 人を計上している。しかしながら、保安対策について、警察や道路管理者または地元自治会等から変更の申し出があった場合には、監督員と協議を行うこと。

(5) 工事保険等

請負者は、工事に伴い第三者へ与える損害に備える第三者賠償責任保険、工事目的物及び工事材料等の損害に備える土木工事保険等に加入し、その保険証券の写しまたは付保証明書を監督員に提出すること。

(6) 完成図書（工事日報、工事写真等）

本工事の完成図書については、「佐賀東部水道企業団完成図書納品基準」（平成 24 年 10 月 3 日）に基づき作成することとし、詳細は監督員の指示に従うこと。その他、事前に提出した打合せ簿、安全管理書類、実施工程表等についても、監督員の指示に従い「工事関係書類綴り」に整理すること。